

# 中国の家産分割と農業經營

中村治兵衛

はしがき

日本では戦後一九四八年（昭二三）新民法による男女両性の平等と個人の尊嚴をはかる均分相続制が施行されるまで、家督相続による長子单独相続制をとつていたのに對し、中国では古くから、子供のうち女子を除く男子だけの家産の均等分割（俗に均分相続或は分頭相続制と称されていた）をとつていたことは、貴重な先駆の諸研究によつて明かにされたところである。<sup>(1)</sup> 民国以後国民政府が一九三一年（民国二〇年・昭六）制定公布した「中国民法継承編」に於ては、この男女の差別を廢止し、女子も男子と同等の繼承分（家産の分け前）を得るという改革を行つた。<sup>(2)</sup> しかしこの制定法も現実には農村に浸透せず、依然として昔からの慣習のまま女子を除く男子だけの家産の均分（原則として農地・家屋の現物のままの均等分割）が行われていたことは、諸般の農村調査報告によつて実証されてゐる。<sup>(3)</sup> そしてこの家産の均分における女子（配偶者及び娘・姉妹）の平等権を現實に確立することは、戦後新に成立した人民政府の果すべき課題の一として残され、全国的な土地改革に即應して、一九五〇年五月一日（昭二五）制定施行の「中華人民共和国婚姻法」<sup>(4)</sup> の下に銳意その努力がなされてゐる。

さてここで問題とするのは、こうした農地の均分が農業經營といかなる関連をもち、どんな影響を与えてゐるので

あらうかということである。この問題を理解するために、〔一〕まず中國農民の家産分割といふものが、どういふ性格をもつものであるかをば、家族構成と家族関係に重点をおきながらとらえ、〔二〕つぎに、家産分割の方式を紹介すると共に、地方差をもつ形態を指摘し、〔三〕最後に、家産分割による農地の均分が土地所有なり農業經營にいかなる影響を及ぼすかという課題について、若干の考察を試みることとする。

本稿は筆者の日本における農地相続の研究——「旧相続制の統計的分析」(『農業総合研究』四の二)、「農地相続をめぐる諸問題」(同六の一)、「戰後農村の分家」(同六の三)の稿稿であり、分析の意図もまたそこにある。

註(1) この部門における社会法制史的研究は、中國よりもむしろ日本に於て進められ、台灣私法をはじめとして中田真・仁井田

陞・牧野巽・藏炎卿・西山栄久・清水盛光等諸博士の成果がある。近年仁井田陞博士は、南宋時代(一二〇三世紀)淮河以南揚子江流域を含む地方では、女子も男子の半分の家産の分割が行われてゐることを実証した。これが特定の一地方ないし南宋時代にのみ止まるものであるかどうかは、更に今後の研究にまたねばならないが、旧説に対する一つの批判を投じた。

「宋代の家産法における女子の地位」、魏橫博士追悼論文集『家族法の諸問題』所收、昭二七・七。

(2) この繼承法(相続法)の特色のもう一つの点は、宗祧繼承(祭祀相続ともいふべきもの)の廢止である。

(3) 後述する多くの農村調査報告のほか、福武直著『支那農村社会の構造』(昭二一・一〇)、仁井田陞著『中國の農村家族』(昭二七・八)。

(4) 中華人民共和国では、繼承法(相続法)は制定されていない。そこで婚姻法第一條にみえる「男女の権利の平等」、第一二條「夫婦はたがいに遺産繼承の権利を有する」、第一四條「父母・子女はたがいに遺産繼承の権利を有する」等の規定によつて現在中國農村の家産の均分を考えるより他はない。婚姻法については、陳紹禹「中華人民共和国婚姻法起草經過及起草理由に関する報告」(1) (幼方直吉・長谷川良一訳)『法律社会学』2・3参照。

## 一 家産分割と家族構成

ここで中國農村の家産分割といふのは、これまで一般に日本で分頭相続制とか均分相続といわれるものをさし、旧

中國民法繼承編では、「共同遺産繼承人が被繼承人の遺産全部に有する合同共有關係を消滅する」と規定している遺産の分割を<sup>(1)</sup>。歐米人が family inheritance もしくは division of family property やめんじるんとをさす。

この事実は中国の家族と村落に關心をもつ、その研究にあつた歐米人——例えばベニス・ショーンストン、ジャミン、カルブ等に於てとらえられていたし。中国の土地制度或は農業經營を研究したドイツ人フランクやワグナーにおひでる一の課題とされた。これに対して中国に於てはどうかといふと、北京政府司法行政部が民法編纂の素材蒐集のため、各地の慣習を調査し、その結果をまとめた『民商事習慣調査報告録』のほか、これと並んで調査研究は乏しく、社会学者費孝通博士の英文の農村調査報告に於てとりあげられて研究されてゐる位である。云わば、中国に於てはこの家産分割が余りにもじくありゆれたことであるため、却つて一の問題として意識し、これを取上げるには至らなかつたと云えよう。ところが日本は中国と同じように家族制が強い社会といつても、家産分割とは対遮的長男子単独相続制がとられており、その差は中国の家族にふれたものに明確に意識された。このため、家産分割という問題は、歐米もしくは中国よりもむしろ日本に於て調査研究がより進展してゐたとみられる。以下における考察は、これら旣往の成果、特に数多くの我が国人の手による農村調査報告によるところが大きい。

さて家産分割とはどういふことをさすのか。家産分割の事実の存在を指摘したものは頗る多いが、その多くは耕地や家屋を兄弟でじくらじくら分割したという事実を報告するのみで、これが何時、どうじう家族構成——年令別、農業労働力構成をとつていた時におこつたのかといふことについておれるものは乏しい。そうした意味で家産分割の具体的事實と経過を克明に調査し、家族構成との関連において総合的にとらえたものとしては、僅かに、熊代幸雄教授が昭和一七年河北省徐水県孤莊營の扈温和家の家産分割を調査された報告「華北に於ける農家の分家と土地の動き」

(北京大學農村經濟研究所『報告長編』創刊号、昭一八・七) をあげ得るのみである。今ここでは熊代教授の研究成果を一事例とすると共に、旧満鉄北支經濟調査所慣行班の人々の手になる中国(華北)農村慣行調査を参照しながら家産分割を考察することとする。<sup>(4)</sup>

扈家では一九三〇年(昭一六)夏作が終つたあとの陰曆八月、一一四畝を所有經營する家産の分割を行つた。父洛茂は既に一九一九年五三才で没し、母祖氏は六六才で生存し、家族員総数は二五人(農業労働力六人)であつた。この華北では大きい農業經營は、既に各々妻帶して子女をもつ五人の息子=兄弟達で行われ、長子温和が一家の総管理をつとめる当家であり、家族構成員は食事・労働・生活を共にしていた。そして家産分割は次のような単位の間で行われた。

続柄	年令	家族構成	総人數	労働力數	勞働力數在 耕地面積	家産分割		
						房屋	食糧	現金
長子	四六才	寡夫・子女	三人	一人	二〇畝	四間	一五袋	一〇元
次子	四四才	夫婦・子夫婦・子女	五人	二人	ナシ	二三畝	四間	一五袋 一〇元
三子	四〇才	夫婦・子女	五人	一人	二二畝	二四畝	六間	一五袋 一〇元
四子	三六才	夫婦・子女	五人	一人	二四畝	四間	一五袋 一〇元	一五袋 一〇元
五子	三三才	夫婦・子女	六人	一人	ナシ	二三畝	三間	一五袋 一〇元
母祖氏	六六才							
						三畝(養老地)		

(備考) 五子は幼少のとき養子にいく。

この一事例に於て特にここで問題としたいのは、熊代教授の見解とは若干異つて二五人からなる複合家族が、直系

卑属の男子を中心とする四つの夫婦家族(A·C·D·E)と一つの直系家族(B)とに分裂したということである。<sup>(6)</sup>しかし考えてみると、家産分割前に於ても、家族構成員は直接にはこの夫婦家族もしくは直系家族という小単位の何れかに属していたのであるが、複合家族という形態をとつていたため、この夫婦家族はその影に潜在していた。これが家産分割を契機として、生計・労働・生活を自ら行う一の単位として自立することによつて始めて顕在化することとなるのではないか。

僅か厄族しかも一一四畝といふ大經營の事例では、特殊事例と考えられるかもしけない。そこで華北農村慣行調査によつて家産分割時の家族構成が明瞭なもの一三をとつて考察してみよう。<sup>(7)</sup>この一三戸の家産分割時の所有は八〇畝代(一)、五〇畝代(一)、四〇畝代(一)、三〇畝代(一)、二〇畝代(四)、一〇畝代(三)、無土地所有(一)であり、一人均分(七)、三人均分(四)、四人均分(一)、五人均分(一)である。家産分割直前の一三戸の家族形態をば、家族構成からみると、すべてが複合家族の形態をとり、直系家族或は夫婦家族の形態をとるものはない。ところが家産分割によつて一三戸は三五戸に分裂すると共に、その家族形態は複合家族三戸、直系家族九戸、夫婦家族二三戸となり、家産分割前一戸当たり平均家族構成人員一〇・四六人が、家産分割後一戸当たり平均三・六三人と縮減し、多数の夫婦家族の発生に応じて三人以下の家族が輩出した。

以上の考察によつて、家産分割とは、その家族共産の財産の分割を重点とする見方であるが、これは家族分裂の經濟的基礎をいうのであり、この家産分割といふ方式を通じて、上記のような夫婦家族の經濟的自立が始めて可能になるということが大体明かになつたであらう。ところのは、中国の社会に於ては古くから家族共産による複合家族をば社会構成の一の基本的型式(ないし理想型)とし、これが農民の間でも慣行として持続されていた。「」のことは必らずし

第1表 家産分割による家族形態・家族構成員数の変化

## (A) 家族形態の変化

	複合家族	直系家族	夫婦家族	計	一戸当り平均入数
戸	戸	戸	戸	戸	人
家産分割前	13	0	0	13	10.46
家産分割後	3	9	23	35	3.63

## (B) 家族構成員数の変化(1戸当り家族入数別)

	3人以下	4~5人	6~8人	9~10人	10~15人	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
家産分割前	0	1	3	2	7	13
家産分割後	16	13	6	0	0	35

## (C) 1家族内の配偶者組数の変化

	ナシ	1夫婦	2夫婦	3夫婦	4夫婦	5夫婦	6夫婦	計
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
家産分割前	1	0	4	4	2	1	1	13
家産分割後	2	30	1	1	1	0	0	35

備考=山東・歷城・冷水溝莊(1戸), 息県・後夏窓(10戸),  
河北・良鄉・吳店村(2戸)。

も家族構成員の数の多いことを必要としないのである、むしろ第1表でもみられるように「10人以下の家族員数に於ても二夫婦三天婦といった(傍系親族の配偶者とその子を含む)家族構成の形態をとることが問題なのである。」このため夫婦家族は、歐米や日本の都市家族のように結婚と同時に発生せずに、家産分割という方式を通じて始めて社会的承認をうけ、一の経済的単位として発足することとなる。従来この点は全く等閑に附されていていたが、家産分割という方式は、こうした自然的・生物学的家族ともいべき一夫婦とその子女からなる夫婦家族を社会的に承認し受容する形式なのである。そこに重大な機能と意義がある。戻家ではすべてが夫婦家族として発足せずに、上表(B)の如く

直系家族の形態をとるものもあり、第1表の中にも直系家族と複合家族との組合の原型としての夫婦家族の社会的成立という点を重視するとき、上述のように云つて誤りなかろう。そのことは大経営のみならず、第一表中に含まれている、例えば河北省昌黎県吳店村の張文会・文魁・文仲の三兄弟の如く無土地所有の農村家族に於ても、やはり家産分割という方式を通じて始めて夫婦家族が発足していることによつて

もうかがわれる。<sup>(8)</sup>ここでいうのは、一組の夫婦とその子女からなる生活単位は、複合家族内に於て事実上存在するのであるが、これが村落内に於て一箇の家として、村落を構成する単位の一家族として承認されるのもまた、家産分割という方式を通じてなされる、ということである。つまり家産分割といふ方式は、夫婦家族をば社会的に承認し、これを政治上の一の単位として世の中におくり出すという機能をもつていたからこそ、この家産分割には分割当事者以外の同族・知人なり村長といつた第三者が立合つたのである。この立合人の機能は家産分割を平等に行わせるといふこともあるが、この家産分割を村落内部に於て即ち社会的に承認するということにある。<sup>(9)</sup>

そこで次に問題となるのは、この家産分割がいつ頃、どうして行われるのかということである。この時期はこれまで中国社会の基本単位であつた家族の形態を決定する意味で重要である。というのは、前記の尼家の事例に於て、(B)は複合家族から直系家族へという経路をとつたのに反し、その他のものは夫婦家族として発足している。こうした家族形態の相違を招いたのは實に家産分割の時期なのである。もしこれより数年早ければ、(B)もまた夫婦家族として発足したであろうし、これより数年遅ければ、その他のものも直系家族の形態をとつて世に出たであろう。そしてこれは社会全体の家族の形態如何につながつてくる問題なのである。同時にまた家産分割は、後述するように一箇の農家經營の分割であるから、分割する者のすべてでなくとも、多くのものは、分割後独立で農業經營を行つていくに足る労働力を備えていることが前提されているとみなければならぬであろう。この農業労働力としての家族構成が家産分割の時期を規制する一つの要因といえるのではなかろうか。<sup>(10)</sup>まず後者の点からみよう。

上述の尼家では父歿後一一年、母の生存中に家産分割が行われた。このとき尼家の家族構成は、父の家族より息子を中心とする家族に移つており、分割時における息子達の平均年令は三九・八才であり、何れも家産分割後農業經營で

自立するのに最低必要な農業労働力一人はもつていた。そして息子達の妻と子女からなる各生活単位では、総人數において、三、五、五、五、六人という違ひがあるほか、この点は熊代教授が正当にも指摘されているように、生産人口（農業労働力）と消費人口との配分に於て、(A)の一対三、(B)の二対五、(C)(D)の一対五、(E)の一対六といつを開きが出てきている。こうした経済的労力提供の相違に対し、その労働の成果を無差別に收受することについて不平不満が生じてくるのは当然である。この複合家族を形成する生活単位ないし細胞ともいべきもの間に於ける不均衡の発生が、家産分割——家族分裂を起させる主要な経済的要因とみられよう。特に家産が三~五分割されるような家族構成が複雑でかつ人数が多いところでは、このことが大きな役割を果すといえる。これはひとり戻家に止まらず、第一表からもうかがわれるが、そのうち例えば山東恩県後夏寨の八五畝の經營を分割した王洪昌・徳昌・慶昌三兄弟の<sup>(1)</sup>、また二〇畝の經營を均分した山東歷城県冷水溝莊の李永章・永祥二兄弟の<sup>(12)</sup>、さらに河北昌黎県吳店村の張文会等三兄弟の家産分割時に於ける家族構成にも明かに表われている。華北農村慣行調査において、家族分裂の原因として多くの農民が指摘する「兄弟の妻同志の不和」とか「兄弟の不和」というものの内容の多くは、実はこうした底流のものに発生しているとみられよう。このように中国農村の家族分裂も、家族構成——農業労働力構成の変化に對応するものであり、過程として存する家族の特質がここでも貫かれているといえるのである。

なお複合家族が分裂していくつかの単婚夫婦家族もしくは直系家族を形成するということは、その家族構成員にとって大きな変化を与える。その変化とは家族関係が狹少かつ単純になることである。上記の厄家において家族分裂後における(C)三子をとつてみると、ここでは夫婦関係を中心とし、これに父子・母子・兄弟・姉妹関係という四つの關係のうちに家族員はおかれ、これに規制されているが、家族分裂前の複合家族においては、このほかに、祖母と孫、

姑と嫁、兄弟関係、兄と弟嫁、嫂と弟、嫂と弟嫁、伯父と甥・姪、叔父と甥・姪、伯母と甥・姪、叔母と甥・姪、いとこ、という一二の関係のほかに、(B) 次子では子夫婦(祖母からみれば孫夫婦)があることから、孫嫁をめぐる関係が更につけ加わり、はりめぐらされた二〇に近い関係のうちに家族構成員は生活していた。そこでは祖父の世代、父の世代、子の世代という三つの輩行(世代)<sup>(14)</sup>の関係、男女の性別という関係と共に、家長(当家)と家族員といふ関係とが大きな枠としてこれらの関係を規制する。家族の分裂の多くは、一世代と二世代とによつて結ばれる関係のほかに、三世代のものが漸く農業労働力として登場してくるか、潜在的な労働力として姿をあらわし、三世代のものがこの家族関係を更に複雑にするように作用し始めた時に発生する。これは上述した家族構成——労働力構成と対応する家族関係の複雑化であり、戻家の(B)次子の息子(孫)が二四才になつて妻帯しているほか、上記の後夏寨の王洪昌、冷水溝莊の李永祥、吳店村の張文会の場合でもみられる。従つて複合家族の分裂の要因は、こういう複雑な家族関係にあり、さらに父歿後兄が家長になると、親子関係にもとづく家長の権威<sup>11</sup>、上下関係の強さは、兄弟関係<sup>12</sup>、同胞関係によつて低下し、分裂を促進する契機となる。家族分裂はこうした複雑な家族関係をば切断し、夫婦家族を中心とする比較的単純な家族関係に縮少することにある。この家族関係といふ点からみると、複合家族は夫婦家族とは著しく異質的な関係を含んでゐる点に於てやはり区別して考えなければならないといえる。

上述した家族構成と家族関係の二面からの考察で、家族分裂・家産分割が行われる時期は、隨時的ではなく大体のところきまつてくる。戻家の場合家族を分裂した当事者(分家人)の年令は四六~三三三才といふ一三才の巾をもち、平均年令は三九才余といふ高さであるが、これを山東省恩県後夏寨の四七人の分家人の平均年令をみると、三三・一〇才<sup>(15)</sup>であり、河北省順義県沙井村の二八人の分家人の平均年令は二九・八九才である。<sup>(16)</sup>このような家産分割をいつ行う

かとうことの調査はないので、この少數事例を算術平均すると、八〇人平均年令三三・六五才となる。<sup>(17)</sup> そして三十代のものが三四人、二〇代のもの二一人、四〇代のもの一六人、その他九人であり、大体において、兄弟のうち長子が三〇才を越え、末子が少くとも農業經營で自立しうる二〇才に達する頃に家族分裂（家産分割）が行われるものが多いと見えよう。<sup>(18)</sup> もちろんこれには父母の生前ににおける家産分割と死後におけるそれとでは、後者が前者に比して分家人の年令が高くなるといわう者もられる。この何れが多いかについて、古来の慣習としては父母の死後において家産分割を行うのをたてまえとし<sup>(19)</sup> 生前に家産分割を行うのはなるべく避けようとしていた。このことは華北とは若干異なる新しい面をもつと思うが、一九三四年（昭九）の『奉天省民事習慣調査』において、家産分割時期に対する五三県の回答をみると、「丁家産の分割は本人の死後行うのを普通とするもの三〇、臨終の時行うのを普通とするもの五、生前に行うのを普通とするもの一五、本人の死後に行わないのを普通とするもの二」、生前に行わないのを普通とするもの「一」となつてゐることからもうかがわれる。併し必らずしも生前の家産分割を東北遼東・遼西二省では否としないことも一五県の回答からうかがわれる。華北の農村に於てもそつとした空氣にあるのではないかといふのは、慣行調査資料にのつてある三一の分家单によつて家産分割の時期をみると、父母の生前に家産分割を行つたもの一一、父死亡母生存中に行つたもの四、あわせて一五に対し、死後に家産分割を行つたものが一六であることから推測される。<sup>(20)</sup> また福武直氏は、華中は華北に比して生前の家産分割が多くよういわれてゐるが、華南に於ても華中と同じ様に生前分割はかなり行はれてゐるやうである。

註(一) 胡長清著『中國民法継承論』一三〇頁。

(2) R. F. Johnston, *Lion and Dragon in Northern China*, London, 1910, p. 148.; Jamieson, *Chinese Family and*

*Commercial Law*, Shanghai, 1921, p. 16.

- (3) 費孝通 Hsiao-Tung Fei, 「江村經濟」—*Pearson Life in China*, London, 1939, pp. 56~62. (市木亮記、『支那の農民生活』、第四章、「相続並に財産」七三~九六頁。

(4) 岩佐捨一氏「北満農村に於ける大家族分家の一事例」(『満鐵調査月報』二〇〇号一一), 佐田義佑氏「北満農村に於ける家族共同体の形成と解体」(『満調月』二〇〇号一一), は、何れも惜しいかな家族構成との関連の分析が乏しい。

(5) 仁井田博士の労作『中國の農村家族』に於ても、家産分割が長年にわたる中國法制史の研究を基礎とし、華北農村慣行調査資料を素材として考察されてゐる。本稿はこの書に教えられるところも多かつたが、しかし仁井田博士とは若干異なる視角から、特に社会学的な家族と農業經營との関連に於て取上げた。

(6) ここにいう複合家族(同族家族)、直系家族、夫婦家族といら分類は、だいたい鈴木栄太郎博士の分類基準に従う。複合家族が直系家族とちがうのは、傍系親族を含むのは同じであるが、その配偶者と子を含むことにある(『日本農村社会学原理』一七二頁)。なおこの中国の夫婦家族は、近代婚姻家族もしくは Configural family とは質的に異なる。

(7) この一三戸とは、(A)山東省歷城県冷水溝莊李永章(永祥)、(B)同省恩県後夏菜王清利(清江)、王金鑑(金庚・金蘭)、王金陵(福慶)、張洪業(洪烈)、王洪昌(德昌・慶昌)、李存功(存惠・存信・存由・存德)、馬瑞符(瑞和)、馬振芳(振岳)、吳玉崑(玉鳳)、吳玉珍(玉蘭・玉生・玉田)、(C)河北省昌黎県吳店村張文会(文魁・文仲)、郭樹(郭桂・郭桐)の家産分割の事例である。これらは(A)早川保氏の調査(『北支農村慣行調査資料』四八輯の一)、(B)内田智雄氏の調査(『同』七一輯)、杉之原舜一氏調査(『同』七四輯・九六輯)、(C)早川保氏調査(『同』七四輯・九七輯)による。慣行調査には多くの家産分割事例がのつてゐるが、分割時の家族構成を明確にとらえたものは少く、山東恩県後夏菜の保甲戸口簿の如きものが他の五カ村についてあればよいのだが、それらは日本に伝来されていない。なおここに用いる北支農村慣行調査資料の一部、河北省順義県沙井村の村落・家族篇は『中國農村慣行調査』第一卷として発刊されたが、その他のものは未公刊のタイプ版のものである。以下慣行調査何輯といらるのは、このタイプ版をさし、岩波書店のものは岩波版といふこととする。

(8) 張文会家の分割時の家族構成は父六八・母六九、文会(長子)四五・妻四七・息二七・娘一九、文魁(次子)三七・妻二五、子一、文仲(三子)二五・妻二八であり、これが文会・文魁・文仲の三つに分れた。早川保氏調査の河北省良鄉县吳店村の家族制度篇一四号『慣行調査』九六輯一六夏、杉浦貫一氏調査、『同』九七輯土地売買篇一二号七九頁。このように家産分割

という方式を通じて夫婦家族が輩出することから、中国の戸口統計に何時の時代でもあらわれる十人以下の家族の数が多いことは当然のこととして十分に説明されるのである。

(9) ここに村落構成との関連に於て追究しなくてはならない一つの問題点がある。

(10) この二点に於て、仁井田博士が家産分割の時期を「特定的でなく隨時的である」といつてゐるには賛同し難い(『中國の農村家族』、一〇五頁)。

(11) 内田智雄氏調査『慣行調査』七一輯、家族制度篇一〇号、五三七八頁。杉之原舜一氏調査、『慣行調査』七九輯の二、土地売買・農村金融及取引篇の附錄——後夏森の保甲簿によつて家産分割時の家族構成と年齢を逆算すると、玉洪昌(長子)四二、息二五・嫁二四・孫三、息一一、徳昌(二子)三八・妻不詳、息一五、慶昌(三子)二十五・妻三四、息一一と一〇であり、九〇畝を均分す。

(12) 早州保氏調査『慣行調査』四八輯の一、家族制度篇(117~300頁)、分割時、祖母・母生存(年齢不詳)、永章(長子)三四・妻三四、息一九・嫁二三・孫四と二、永祥三・妻三五、息一四、一、娘七、三、一、二〇畝を均分。

(13) 草北・東北満洲にみられる多くの分單に於て、分家の理由として「同居することが出来ない」・「同居疎じからず」・「家中合わざるを以て」・「人口衆多にして意見分歧し管束し難きを以て」・「人口繁多にして勢度し難きを以て」等をあげてゐる。なお慣行調査に從事した諸氏の努力により、河北省順義県沙井村、冀城県寺北柴村、昌黎県侯家宮、良鄉県吳店村、山東省歷城県冷水溝莊、路家莊、恩県後夏森の各村で筆写された分單約三〇が慣行調査資料の中に散在している。この三〇の分家单にあらわれた理由は、「家庭の不和で同居することができない、同居を欲しないもの一〇、〔〕家族人員が多いから四、〔〕家族人員が多くて生活が苦しいから二、〔〕生活難のため三、〔〕老齢になつて家事がみられない七、その他四である。

(14) この家族内部間の成員間の関係について分析をすすめたものとして Marion J. Levy, *The Family Revolution in Modern China*, London, 1949 の第四章 kinship substructure of solidarity がある。

(15) 『慣行調査』七九輯の二附錄の農家略歴表と保甲簿より集計整理。

(16) 『中国農村慣行調査』第一巻(岩波版)附錄の農家略歴表の本人の代の分家より集計、若干のものは慣行調査により補正。

(17) 内藤完爾氏は世代の長さを中国の人口関係の資料を主として分析し、嗣子において二八~二九年、家族全体の世代は三一一年と測定してゐる。「中國家族の世代」——『社會學評論』2(昭一五・九)。

(18) 単なる農業補助労働力としてなら収拾とか甘譲の挿秧とかに一二才頃から従事し、一七、八才では青壯年と大して異らないが、作物の管理・調整とかを含めた農業経営全体に通じ、独立の一経営主としてたつのは、二〇才頃と推定される（細野重雄博士の教示による）。一般に貧農とか零細經營に於て子供の労働力は重視され、その独立も早い。これについては、例えば北京大学農村經濟研究所金森孝一郎氏の「魯西棉花地帶の一農村に於ける労働力調査」（北支那開拓株式会社調査局、昭一七刊）、灑谷恒喜・岩上啓兩氏がまとめた『北支農村概況調査報告』（3）――山東省濰県第一区高家棲村の附錄第二の「家族員数並労働從事状況」をみよ。家産分割の時期について、広東省番禺県寧村南約郷・竜眼洞郷を調査した藤岡保夫氏が「末子の結婚と共に」「子供全部妻を娶つた際」と述べているのに注意したい。『広東省農村調査報告』二八八・三〇八頁（興亞院広東派遣事務所、昭一七・一〇）。

(19) 大山彦一氏は、「満洲に於て父母の生存中ににおける家産分割は、「都會地では近來増加の傾向である」とのべている。『中国人の家族制度』二一頁、昭二七・九。

(20) 同氏著『中國農村社会の構造』二九六頁。

(21) 前掲『廣東省農村調査報告』番禺（二一〇頁）、南海（一三一頁）、增城（四七〇頁）、潮安等の諸県（五七〇頁）参照。

## 二 家産分割の方式と形態

さて以上のような要因にもとづいて家産分割という方式をとつて家族の分裂が起る。この家産分割の方式とはどんなものであるか。多くの家産分割の文書である分單が「家業をもつて五股を按じて均分す」、「一概均分」、「一切の家産をもつて均配す」、「四人均分」、「二份を按じて平批す」という文句をかかげているように、<sup>(一)</sup>均等分割＝均分を原則とする。上記の尾家の事例に於ては、役畜は負債償還のため、また大農具も分割されなかつたが、その他のものはすべて分割された。この分割はすべて立会人の手で行われる。数人の立会人は分割する者の数に応じて家の財産を現物のまま見積つて五等分する。この一人の分け前をば股とか份とか上記の分單でいつている。この股には土地・家屋・

農具・家具・食糧・現金が何れも現物のまま含まれている。そしてあるものが入つてない股が場合によつて生じてくるのはやむをえないが、その差がつかぬよう努力するのが、立会人の一の仕事である。そして大抵は籤を引いて分家人は、何れかの分け前の一人分をうけとり、ここに家産分割は完了する。厄家の場合には母が生存しているため養老地<sup>(2)</sup>三・三畝を除いて、耕地が墓地・入典地とを含めて五等分され、家屋（房屋）はもちろんのこと、食糧（一〇市斗の米粟高粱入りの大口袋一五袋が各人に）・現金・農具・大小簞司・鉄炉子・木炉子といつた主要家具類も五等分された。ここで土地について上記にかけた面積には、例えば長子の二〇畝に対し三子・四子が二四畝であり、若干の差があるようみうけられるが、これは地味の良否で補われており、熊代教授は各人に分割された土地を基準地に換算してその均等であることを実証している。<sup>(3)</sup>ここでは均分されなかつた役畜も、多くの農家では分割されており、分割するにたりないときには半頭と記されており、二人でこれを共有し共同で利用するという形がとられて<sup>(4)</sup>いる。家屋と共に庭にある樹木についても配分が定まつてあり、烟にある樹木について大きくなつたら二人で均分せよと記しているものさえある。<sup>(5)</sup>耕地を所有しないものに於ても、家屋と共に長椅子や卓子、衣装箱、金を入れる櫃、欠けた水甕といったものが均等分割の対象となつて<sup>(6)</sup>いる。ごく零細なものまで記しているものとしては、九・六畝の耕地の分割をうけたものの分單には器皿から小農具一つを丹念にあげているものがある。<sup>(7)</sup>

以上の華北の農村家族にみられるような家産分割の慣行は、若干の地域差はもちつとも、ひとり華北ばかりではなく北は東北満洲から華中・華南をへて海南島・台灣に至るまで、中国人が居住してその生活慣習を持続したところに於て現に行われている。<sup>(8)</sup>そしてこの家産分割の特色は、現物のままの均等分割であり、熊代教授が既に指摘している如く經營の均分であるところに大きな特色があり、そこには土地・建物・農具といったものを価値に換算し、兄弟数人

のうち一人が農業に従事し、他は見積つた金をもつて農業以外の職業に従うということは、原則として成立しない。それと共に財産が父親個人の私有財産でなく家産であり、しかもこれに対し生れながら持分をもつのは子供のうちでも男子だけであり、女子が除かれている等の諸点に於て近代歐米の均分相続制といちじるしく異つたものであることはじゅまでもないし、また日本の本分家關係のもとに生れる分家と異なることも明白である。<sup>(10)</sup> この家産分割の歴史的性格について、仁井田博士は中世ドイツや日本にみられたような単独相続制 Anerbenrecht が成立しなかつたことの内に求めている。<sup>(11)</sup> これらの研究成果に照して、本稿では分頭相続制とか均分相続といふ語をさけて家産分割<sup>(12)</sup>とじう語を使用したのである。<sup>(13)</sup>

さて以上のような性格をもつ家産分割は、東北から海南島にまで及ぶ広い中国において、なんらかの地方的相違をみせてはいないだろうか。また地域といわす農業經濟のおかれている環境によつて若干の偏差なり新しい方向への動きをみせてはいないだろうか。この点の分析は、華北・東北を除く地域における農村社会調査が少ないので未だ正確なことを論断できないので、若干の問題点だけを指摘するに止める。

まず第一に問題になるのは、以上のべたような家産の均等分割に対し、長子長孫に若干の余計の分け前を与えるといふ慣習（均分に関する異分）<sup>(14)</sup>が、陝西（華陰・西郷県）、安徽（貴池県）、湖北（漢陽・竹山県）、湖南各県、浙江（長興県）、福建（建陽・連城・晉江・順昌・浦城等県）に存することは仁井田博士が指摘されたように、『中国民事習慣大全』、『民商事習慣調査報告録』に報告されてゐるし、これがこの二調査報告で取上げなかつた広東省・海南島にも存することは農村調査報告によつて判明するし、台湾にも存することは既に『台灣私法』がのべてゐる。そしてこの長子のとり分けは、多いところで他子の雙分（二人前）であり、これについて戴炎輝氏はこの長子に特別の類を認めるのは、祖先の

祭祀を長子が行うということからきたものであらうとのべて<sup>(15)</sup>いる。しかしそれにしても、このような均分に対する若干の異分主義が、主として華南・華中——揚子江以南の広い地域に分布し、特に福建広東に於てこれが現に行われる<sup>(16)</sup>ことに、華北とは若干異つた慣行が往時にも行わっていたのではないかといふ疑問を起させ<sup>(17)</sup>る。長子の特分にみられる優先主義は、長子単独相続制には勿論のこと、朝鮮の相続に於てみられるような長子の優先主義（長子は財産の半分を所得し、諸子は残りの半分を均分するという）にまで發展しなかつた。たとえ、これが祖先の祭祀をその特分をえることの反対給付として負担するという事情において発生したとしても、これがくりかえし行われている内に、必らずしも祖先の祭祀とかかわりなく長子そのものに対する特分といふ慣習が成立してくるのではなかろうか。今日現に行われている長子の特分（異分主義）は、そうした性格をあびて<sup>(18)</sup>いるようにもみられる。この特分を可能にするのは次に述べることと関連して、五畝以上の土地所有農家であるところから、最下層を除く中以上の農家に於て持分の慣習が行われているものと推定される。

次にこれとは直接關係をもたず、むしろ農業經營をめぐる諸條件から、家産分割——特に農地均分の近年における趨勢から、その限界性ともいふべきことを問題として提起し、それに対応する若干の形態を指摘していくものがある。まず華北についてみると、福留邦雄氏は山東省青島近郊の農村調査の報告に於て「分割しうる最少限度は、農家の人口其他支出と土地よりの收入及びこれを補う農業外労賃とが均衡を失い農家経済が破綻に瀕する限度であつて、この均衡を失した農家は、嫌惡なしに土地を手離さざるを得ない」（一九三八）といい、また服部滿江・小島大吉氏も、一九三九年（昭一四）河南省彰德県の宋村及候七里店を調査した報告において「多くは一畝内外が分頭相続による耕地の分割の最低限度とされてゐる」とのべて<sup>(20)</sup>いる。華中についても、石川正義氏は、江蘇省南通県金沙鎮地区頭總廟

の一九四〇年（昭一五）調査の報告に於て「少くとも土地が既に三畝の限界に達すれば、さすが分頭相続は事実上實現不可能のものとして、かれらを、その息子達を、その土地より実際に追い立てる」という見解をとつてゐる。<sup>(21)</sup>

こうした農地均分による經營の零細化への対応として農家・農民がとる手段は、ここにどう土地売却による現金の均分ついで離村という形態のほかに、服部・小島両氏は前掲報告に於て「耕地の細分が或る程度（一例をあぐれば一畝内外）以上に及べば、これを分割することをやめ、相続人の一人がこれを取得する代りに、他は土地に代るものを受け得する」というが如き事が普通事情となつてゐる」とのべ、同じことを、華南の広東省の農村を一九四一年（昭一六）調査した沼田政次氏が「土地は最少の分け前が一畝になるまで分割され、分割されない部分は公田として男子間に輪流されるか或は全部を長男に与え、他の兄弟には現金を支給する」（潮安雲歩陸村）、また「四畝以下の場合には全部が長男に与えられ」（澄海金砂郷）、「五畝以下<sup>(22)</sup>のときは長男又は兄弟の一人がこれをとり、他は現金にて相続分を平等に分配される」（潮陽鳳岡郷）と報告してゐる。これらの報告を通じて事實上一子が農家として土地所有を保持する形態が存することがうかがわれる。併しこれは農業經營・農業生産になつてかなりの經營規模を有する者（たとえは富農・中農）に於ては行われず、むしろ農業のみによつてはなりたたないような一・四畝（日本の六畝・二反四畝）といつた零細な兼業農家に於て、やむにやまれぬ手段としてとられてゐるところに特徴がある。

もう一つ興味ある事実は、農地の均分ではなくて收益を分割するという形態が存することを、沼田氏と共に広東省の農村を調査した清水弘氏が東莞県麻涌郷の報告に於て、「相続について均分相続が原則であつて、長兄が多く分配に与るという例は、土地そのものを分割する場合に初めて行わられるのであつて、かかる例は稀であると云う。即ちこの地方では土地を分割する慣習は少く、寧ろ遺産として租を分割するものが多い。承継した土地は、例えば兄弟二人の

場合には、納められた租の中第一年度は兄は六分、弟は四分をとり、第二年には兄は四分、弟は六分をとる。土地を分割せずに收租を分割する。しかも收租の分割は割合を大小に区分して、年々交替に大小をとつてゆくことを指摘し、統いてこれについて「これは専ら分割され売却されることを防ぐ目的を以て行われるのであつて、即ち小の分前を受くる場合は、この土地を売れば、彼はその小の分け前の土地だけしか売ることが出来ないので売ろうとはしない。大の分前を受くる場合に土地を売ろうとすると小の分前の者の側から抗議が出る。雙方牽制することによつて土地の分割と売却とが防止せられる。しかも均等な分配であることに於ては変りがない」という見解を表明している。<sup>(22)</sup>（同報告三頁）これと関連して、廣東省・海南島に広く分布している太公田と称せられる族田（氏族的土地制或は集團地主制という人もある）の形での土地の共有的形態について、沼田政次氏が「土地所有が極端に細分化された結果、經營の合理性を破滅することなしに、それ以上これを私有地として分割することが出来ない。したがつて、逆にこれを共有的形態において保有せんとする傾向がある。すなわち私有地は、相続に際して新に共有化される」（『南支の農業・農村』一二五頁、昭一七・一二）とのべているような要素もあることを見逃してはならない。

このように家産分割——特に農地均分の原則に対する抵抗が、たまたま事實上による一子の土地保有——他子への土地以外のもの（現金）による分割、收益の分割或は共有という諸形態をとつても、それを行なうのが中國の農業生産を担当する平均規模の農家ないしそれ以上のものに於てではなく、一々四畝といつた農業のみでは自立しえず、出稼・移民からの送金・兼業によつてたつような寄細な營業農家或は鄉土によつて生存していかなければならぬ農村居住者である点に於て、その抵抗力の局限があると共に特徴が示されてゐる。そしてそれは上述したよう<sup>(23)</sup>に華北・華中より華南にわたる沿海地方に廣くみうけられる。こうした階層的な違いと地方的な差をもちながら、家産分割——

特に農地の均分主義が強く農村社会・農村家族を貫いて流れているのである。

ここではいきなり家産均分——農地均分による經營の細分化に対する反応について、従来日本の農村調査報告についてとらえられた一面を論じたが、そこには見おとされた他の面があることを忘れてはならない。というのは、家産分割と共に農地の売買は自由に行われていたということである。つまり分割による經營の細分化に対する努力として、分割後における農家の土地獲得による經營の拡大もあるということである。これらの点について次に論じることとする。

註(1) 記載順に出典を示すと、河北省徐水県孤莊營恩家の分單（民一五）——前掲熊代氏論文附録、山東省恩県後夏棗の吳家の分單（光緒二一年）、同じく張洪業の分單（民二八）——内川智雄氏調査の『慣行調査』七一輯の三三頁・一三五頁、河北省良鄉県吳店村の楊文成らの分單（民三〇）——杉浦貞一氏調査の『慣行調査』九七輯七〇頁、山東省歷城縣冷水溝莊の李長順の分單——早川保氏調査の『慣行調査』四八輯の一七〇頁。

(2) 育老地とは、家産分割後父母が自らの老後扶養の資とするものであるが——多くは自分で耕作せず息子に耕作させる——それと共に死後の葬式費にあてるのを目的とするのである。家産分割後、父母は育老地を確保して老後を送るか——自らこれを完却してもかまわないといわれる——息子達の家を数日ずつ順番にまわつて食事をする輪流管飯といった形式をとるものがある。この養老地とドイツ法制史上の老人分との相違は仁井田氏が既に述べているし（『中國の農村家族』一五五頁）、またその性格について熊代氏も前掲論文に於て論じている。日本の隠居との相違は、拙稿「農地相続をめぐる諸問題」（『農業総合研究』六の二）参照。この中国の農民の老後引退がいつ頃起るのかについての広汎な研究は惜しいかな乏しい。また日本の農林省の行つた八・一センサスの六〇才以上の農家の男女で農業に従事する者としない者といった調査と対比するに足る資料は、目下中國側にはない。

(3) 前掲内川智雄氏調査、山東恩県後夏棗の王慶昌の分單（民二五）『慣行調査』七一輯五七頁。

(4) この農具と畜力の共有については、服部満江・東西準一両氏の執筆にかかる『北支農村概況調査報告』（山東惠民県第一

区和平郷孫家廟中にもみえる。(一四二・一四八頁)。

(5) 内山智雄氏調査による河北省昌黎県侯家營候元会の分單(光緒三四年)『慣行調査』一一〇軒九九頁。

(6) 前出した河北良郷黑吳店村の張文会の分單。

(7) 筆者が写した山東歷城黑冷水溝莊劉錫瀛の分單(宣統四年)。

(8) 東北満洲については、一九三四年『農村実態調査報告』(9)農村社会生活篇(愛甲勝矢氏)、一九三五年度『満洲郷村社会調査報告書』記述篇には、遼東省海城果照堂村・鶴河山屯(山崎晃氏担当)、同省西豐県更刻村・忠信屯(岡松留一・近藤泉氏)、熱河省凌源県十五里堡(土肥武雄・鈴木正三・中村興三・森井勇次郎・濫谷勇造諸氏)、吉林省伊通県第二区達子營屯(栗本豊・葛西満男・林俊政三氏)、黒竜江省龍江県第一区大道三字子(柿山琢磨氏)の家産分割—この書では相続といふ語を使つてゐるが—について法律的見地からの説明がある。また『満洲家族制度慣習調査』第一卷(昭一九)、大山彦一著『中国人の家族制度の研究』(昭二七)、海南島については中國側の農村調査報告中に散見する管であるが、適当な資料手元になく、それらによつたものと考えられる宮坂悟郎稿『海南島の農業經濟—C、土地相続制』『食糧經濟』(昭一六・八)による。

(9) この經營の均分という点に於て、農村家族における家産均分と、商人の場合の家産均分における經營を分割しないで合股による共同經營で維持していくのが対比されるのではないかと考えてゐるが、これらの点は全く未開の研究分野である。

(10) 例えは筆者が紹介したアイルランドや北米合衆国の均分相続をとつても明かである。書評『アイルランドの農村社会と家族』(『農業総合研究』六の四)、『ウイスコンシンの農場法』(『同』七の一)。また日本の分家とのちがいは、拙稿「戰後農村の分家」(『農業総合研究』六の三)をみよ。

(11) 同氏著『中國の農村家族』一〇九頁、また『中國法制史』(岩波全書)二三二頁。

(12) 日本に於て、この分頭相続制の語を広く世間に流布したのは、水谷国一著『支那に於ける家族制度』(満鉄庶務部調査課、昭三)である。

(13) 法律家に於て家産分割と相続(承継)とが概念を異にすることは、中田・仁井田博士のほか、台灣の高等法院上告部判官として台灣の民事事件に長年関係し、「本島人ノミニ閉スル親族法並相続法ノ大要」を一九三八年(昭一三)著した姉齒松平博士が指摘している(『同書』三二八頁)。

(14) 前掲『廣東省農村調査報告』及び『海南島の農業經濟』によると、番禺・中山・增城・澄海・潮安(廣東省)陵水・万寧

(海南島) 異等でみられ、澄海金沙郷では特分を香煙料、潮安張歩陸村では香煙份とよぶ(五二五・五五七頁)。

(15) 「近世支那及び台灣の家族共産制」(『國家學会雑誌』五二〇・一)。

(16) Lin Yueh-Hwa, *The Golden Wang*, New York, 1947, p. 123.

(17) 袁頭兵一著『李朝の財産相続法』昭一・三、朝鮮總督府中枢院。

(18) 長子の特分は所有土地七畝(番禺同安郷)一一畝(增城永平郷)の農家で行われ(前掲報告二五二・四四三頁)、「五畝以上の土地については長孫のある場合その五分乃至一割を長孫のために残し、他は兄弟間に平等に分配する」五八四頁。

(19) 満鉄・北支事務局調査部『青島近郊に於ける農村実態調査報告』昭一四。

(20) 満鉄調査部編『北支農村概況調査報告』——彰德県第一区宋村及侯七里店、六八頁(昭一五、日本評論社)。

(21) 満鉄調査部(上海事務所)『江蘇省南通農村実態調査報告』一七六頁(昭一六、上海)。

(22) 前掲報告五五七・五三五・五八四頁。また南海県敦厚郷一三一頁、風池村でも同様の事実をのべ「本村における土地が既に細分しつくされたことの証拠である」(一七八頁)。という見解を明かにしてある。

(23) 逆に四畝以上の所有の小経営における家産の均分は、兼業・副業或は出稼・移民等で支えられているといえよう。

### 三 家産分割と農業經營

中国の家産分割とくに農地の均分主義が農業經營にどうじう影響を与えてくるのか。これについて、この均分主義が耕地もしくは土地の細分化を招くという説が内外の諸学者研究者の間に於て有力であり、数多くの例をあげることができ。しかしここで注意しなくてはならないのは、耕地或は土地の細分化という表現は、往々農家の所有耕地面積と一笔当たり耕地面積の細分の何れをさすか、一見すると漠然とした場合もあるが、また農家の經營面積の零細化をも含めてじるかどうかについても、厳密にじうと明確に区別してじるもののが少く、時には耕地の所有面積と經營面積

の二者を含めてさしてはいるようにうけとられる場合もある。そうした点について留意することが必要であるが、ともかくこれらの見解を通じて家産分割といつものが、農業經營に与える影響として、經營耕作面積の零細化——土地所有の細分化——一筆当たり耕地面積の細分を來するものであるという見解が存することがうかがわれる。

その中につつてドイツ人ワグナー博士は、一九二六年(大正十五年)著した『中国農書』に於て、「私は理論的には自由な分配が支配的であつても、實際上は中國の遺產相続制は、結局一種の一子相続制に帰する」という印象をうけたのである」という特殊の見解と関連し、「地産の相続が經濟の大きいに及ぼした影響について言えば、都市の近辺の区域に於て土地が細分されているのは、自由にして平等な分配が行われたからである。……私の考えでは、相続の様式の結果として土地の細分を口にすることが出来ない。……農村に於て土地の細分がみられる所では、吾々が自作地及び小作に關する章の中で論じた要因が働いてゐるのである」という見方をしてゐる(天野元之助編、高山洋吉訳、上巻、一二二頁及び一二三～四頁)<sup>(3)</sup>。

また邦人として東北満洲の一九三四年『農村実態調査報告書』(8)「土地關係並に慣行篇」をまとめた大野保氏が、家産分割が土地所有の細分化をまねくという見解に対しても、次のような批判を与えてゐる。

「この様に均分相続制は土地所有の細分化を促進し、大土地所有の集中を妨げてゐるのであるが、この制度のみを余り過大に評価することもまた誤りであろう。即ち一つの家が分家するという場合にも、その原因は均分相続制そのものにあるのではなくして、寧ろ他の原因によるものであり、また均分相続制度そのものが既に一定の社会關係の下における一產物たるにすぎないからである。均分相続制のとられる原因には種々のものが考えられるのであらうが、(1)都市における工業の未發達の故に、農村過剩人口がそのまま農村の内部に留まらねばならぬ事情及び、

(2) 農耕技術が低度のために、その一単位となるべき土地面積が小さく、従つて土地の分割によつて割合に農耕が害されぬ事情等が、この制度を維持せしめてゐる大きな原因の一つであろうと思う」(八九頁)。さて以上の二つの見解の相違といふものは家産分割制といつたものが、非常に強力に、いわば直接的に土地所有・經營・耕地の細分化に作用するといふのと、いぢおうそれがそういう作用をもつことは認めるが、それよりは寧ろ農業經營・農業經濟をとりまく他の要因と條件をより重視するといふのとのちがいである。

ところで一体これはどう考えたらよいであろうか。この問題を実証的に分析する材料はあまりないのであるが、その乏しい材料によつて、いぢおう若干の考察を試みることとする。なお前もつて一言ことわつておかなければならぬことは、家産分割による農地の均分といつても、これは男の子が数人ある場合のことであり、もしも男の子が一人である場合には、家産は分割されず、そのまま一子に伝わり、事實上の単独繼承が行われるといふことである。つまり家産分割といふ制度に於てもこうした事實上の「子繼承」が行われるといふことをみおとしてはならない。そして中國の農村調査報告に於て、後述する第二次冀東農村實態調査報告の如くこれを「繼承」といひ、家産分割によつて発生するものを「分家」とよんで區別してゐるものもある。

### (I) 經營面積にしめる家産分割による取扱分

まず中國の農家經營にとつて家産分割はどういう意味をもつのかについて農地の獲得といふ点からみよう。ロッシング・バックが「一三七〇戸の農家經濟を分析した『支那農家經濟研究』(Chinese Farm Economy)」に於て、經營主が耕作を開始して以来、現在に至るまでの經營面積の変遷を、第二章第六節の第四表「一農家当りの經營面積の大きさの変化」に於て追求してゐる(東亞經濟調査局刊、豊島英夫訳、四四~四八頁)。今これによると經營開始時の經營面積中にし

める「家産分割或は繼承による取得分」<sup>(4)</sup>は華北では九三・六%，華中東では七七・四%，総平均では八八・七となる。また調査年時の經營面積中にしめる家産分割と繼承による取得分は、華北では八五・七%，華中東では七九・五%，総平均八四・五%である。<sup>(5)</sup>

	(A) 經營開始当時の 大きさ		(B) 繼承部分		(C) 現在の經營面積	
	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	(ヘクタール)	Aを一〇〇とするときのB	Cを一〇〇とするときのB。
華 北	一一・七〇	一一・五三	二・九五	九三・六	八五・七	八五・七
華 中 東	一・九一	一・四八	一・八六	七七・四	七九・五	七九・五
総 平 均	二・四〇	二・一三	二・五一	八八・七	八四・五	八四・五

(備考) 繼承部分とは家産分割による取り分と、一男子のため分割なく繼承したものとをいう——筆者註。

一体この百分率は何を示すのであるか。經營を開始した時、耕作面積のうち八九%が繼承によつて得たものであることは、家産分割によつて得る分割の分前が必要かべからざることを如実に示している。唯この調査の欠陥は、バックも自ら断つてゐるように、經營開始時より調査時に至る期間が不明なため、調査時（一九二一—二四）現在の經營面積中にしめる繼承部分の八五%のもつ意味を厳密には明らかにすることが出来ない。ただこの調査に於て農業經營の開始に當つて、農家の財産の主体である土地の九割が、家産分割による取得であることが明かにされ、こうした耕地の取得の困難さが、家産分割を必然的に再生産せざるを得なくなることを思わせる。また華北の方が華中東よりも家産分割による取得分が大きいことがわかる。

## (II) 土地所有権の移転と家産分割

土地所有権の移転に於て、家産分割はいかなる地位をしめるのか。これについては、国民政府行政院農村復興委員会が一九三三・三四四年にかけて行つた農村調査のうち河南・江蘇・雲南三省の報告が参考になる。<sup>(6)</sup> この三省の報告では、五年來（一九二八～三三）の「田権分配及び農田使用の変化」の究明に當つて、土地所有権の移転は、「分家・繼承と売買・典當の両種の關係によつて造成される」としてゐる。そして分家・繼承による移転と売買による移転とに二分し、各々別箇に移転面積を追求してゐるが、家産分割した分家と事實上単独繼承したものとは區別していない。また移転の統計は、地主・富農・中農・貧農という階層別の総耕地所有面積並に一戸当り平均所有面積であらわされている。このように極めて限定されたものであるが、これをいぢおうの材料として考察することとする。雲南省の調査は、階層区分が河南・江蘇二省の調査とちがうため対比するのが不適当である。

まず『河南省農村調査』についてみよう。これは許昌・輝・鎮平の三県一五カ村一・〇三三戸についてである。一九二八年より一九三三までの五カ年間に七一戸の分家を出している。階層別に家産分割による分家率をみると、地主は四・五%、富農は一〇・二%中農は八・二%、貧農は六・一%、総平均六・八%となり、富農・中農層に分家が多いことがみられる。各階層別に一戸当り平均所有面積の分家前と分家後の相違を、分家前を一〇〇とし分家後の比率をみると、第2表の如くなる。

売買典當がなかつたものと仮定し、分家後の全農家の一戸当り平均所有耕地面積は、分家前の九三%、即ち七%の減少である。階層別にみると、分家率の最も多い富農よりは、これにつぐ中農層の方が分家による所有耕地の減少率が高く、貧農の減少がこれにつぐ。

さて家産分割による土地所有権の移転に対し、売買・典當による土地所有権の移転はいかほどの割合を示すのであ

第2表 河南省15カ村における分家による所有耕地面積の変化  
(1928~1933年) (1戸当たり平均)

	分家前 (1928)		分家後 (1933)		$\frac{B}{A}$	分戸家数
	(A)所有面積	戸数	(B)所有面積	戸数		
地主	163.45	44	156.07	46	95%	2
富農	48.98	78	44.42	86	97%	8
中農	22.94	241	21.11	261	92%	20
貧農	6.31	670	5.94	711	94%	41
総平均	20.09	1,033	18.73	1,104	93%	71

行政院農村復興委員会『河南省農村調査』49・50・51表より作成。

第3表 河南省15カ村における売買典当による所有耕地面積の変化  
(1928~33年) (1戸当たり平均)

	戸数	(A) 1928年時の所有耕地面積		(B) 1933年時の所有耕地面積		$\frac{B}{A}$
		戸	%	戸	%	
地主	44	163.45		152.05		93.0%
富農	78	48.98		43.83		89.5%
中農	241	22.94		21.93		95.6%
貧農	670	6.31		6.17		97.8%
総平均	1,033	20.09		18.91		94.1%

行政院農村復興委員会『河南省農村調査』52・53・54表より作成。

みよう。

どうか。分家がなかつたものと仮定し、前と同様に三県のものを集計整理し、売買・典当による階層別一戸当たりの平均所有面積の変動をみると、第3表の如くである。

総平均に於て六%がた減少し地主は七%、富農は一〇%、中農は四%、貧農は二%減である。この減少率を先の分家による所有面積の減少率と比べてみると、地主・富農に於ては、売買典当による減少率の方が分家による減少率よりも高いに反し、中農・貧農では逆に売買典当よりは、家産分割による所有面積の減少率の方が高いという相対する関係にある。

次に華中の水稻農業地帯に於て、同じく国民政府行政院農村復興委員会が、一九三四年盐城・啓東・常熟の三県二十二カ村六二二戸について行つた『江蘇省農村調査』によつて、同じ問題を同様の方法で検討して

家産分割によるもの  
売買・典当によるもの

河南農村	江蘇農村	(雲南農村)
九三・二	九九・二	九七・七
九四・一	八七・七	九八・七

富農層は売却したため二〇%の減少をみている。  
さて以上の考察を通じて、所有耕地の移動中における家産分割と売買典当という原因別による減少率（一戸当たり平均）を、江蘇・河南（それに参考のため雲南）について対比させると、次の如くなる（一九二八年を100とする一九三三年の数）。

第4表 江蘇省22カ村における売買典当による耕地所有面積の変化  
(1928~33)(1戸当たり平均)

	戸 敷	(A) 1928 年 所有面積	(B) 1933 年 所有面積	$\frac{B}{A}$
		畝	畝	%
地主	3	76.66	79.44	103.6
富農	64	49.80	40.16	80.6
中農	229	5.50	5.59	101.6
貧農	326	1.13	1.04	92.6
総 平 均	622	8.11	7.12	87.7

行政院農村復興委員会『江蘇省農村調査』pp. 37~38より作成。

ここでは一九二八~三三年の五カ年間に分家したものは僅かに七戸にすぎず、うち六戸が貧農層であり、一戸は中農層である。従つて家産分割による一戸当たり平均所有面積の変動は地主富農にみられず、中農では分家前を100とすれば、分家後は九九・八%， 貧農は九八・二%， 総平均九九・二%となり、殆ど影響がみられない。これに反して売買・典当による土地所有の変動は、第4表の如くである。

地主中農層に於て、一戸当たり所有耕地面積は三~一%増加しているのに對し、富農・貧農層では減少している。そしてこの五カ年間に於ける耕地所有の変動は、総平均に於て家産分割よりも売買典当による割合の方が遙かに大きいこと、地主富農層に於ては家産分割ではなく、この点における耕地所有面積の変化はないのに、地主は購入によつて三・六%の増加をみ、

つまり河南省の農村では、江蘇省の農村に比べて家産分割による耕地所有権の移転がより大きいこと、その逆に売買典当による耕地所有面積の移転は、江蘇省の農村の方が河南の農村よりもより大きいことになる。そしてこの結論は、上述したロッキング・バックの經營面積中にしめる家産分割による取得分の占める割合に於て、華北が華中東よりもより大きいという結果と相符合する。このことから、中国における農民の耕地所有権の移転における二つの傾向がみられるともいえよう。併しこれは分家（家産分割）並に売買による耕地の移転面積が、全体の面積のうちで地位をしめるかを測定して確かめなければならないが、この点は、本調査報告では分家による移転面積が正確に出ていないため把えることができない。

ともあれ、家産分割は耕地所有の零細化への一つの条件となることは明かであるが、その圧力は河南省の農村調査にみられるように農家の階層によつて異り、全体としてその数が多いことと関連して中貧農層の方がより農業經營に重大な影響を被ることとなるようである。家産分割の反面、売買・典当によつて耕地所有権は移動するのであり、家産分割による零細化も階層的にみれば、江蘇省農村調査の中農層にみられるよう、売買・典当（買入・質受）によつて償つて増大している場合すらもある。このように耕地所有権の移転に於て、家産分割と売買典当とは、相対抗する関係にたつてゐることもあるし、相符合する関係におかれることもあることを認めなくてはならない。この二つの條件が重りあえば、耕地所有の細分を促進拡大するのはいうまでもない。しかしこれを促進するか否かは、農家經濟のおかれている諸條件に規定されることが大きいことを忘れてはならないことを知らせる。

### (III) 家産分割と農業經營

バツクなり農村復興委員会の調査研究は、家産分割——農地の均分そのものを対象とするものでなく、土地の獲得

なり土地所有権の移転ということに眼目があつたわけであるから、それは副次的に一つの要因としてとらえられる。そこで次に別の角度即ち家産分割——農地の均分そのものが土地所有をいかに細分し、また農業經營にいかなる影響を与えるかという本題に迫ることとする。

ベックの調査結果の示すように、中国の農家は經營耕地の八割余を家産分割という方式を通じて父の世代からうけつぐのである。この分割を通じて所有耕地も息子が二人なら二等分、三人なら三等分というように細分される個々の事例については上述したところであるが、もう少し数量的な観察はできないであろうか。ベックの調査もこの点の分析の手がかりを欠いているし、中国人自身の研究も不幸にしてまだ知らない。僅かに水野薰・高岡英夫・殿生文男・田中義英等氏を主とする多数の人々によつて、一九三七年（昭二二）行われた『第二次冀東農村実態調査報告』の統計篇の中の「農家略歴表」がその一端を示してくれる。<sup>(8)</sup> そのうちここで利用しえたのは、平谷県第二区大北閑・豊潤県第三区米廠・昌黎県第一区梁各莊についてである。

この統計篇の農家略歴表は、男の子が一人で父の農地をそのまま受けついだのを相続もしくは單頭相続とし、諸子によつて農地を均分（家産分割）したものを分家として區別し、分家年代を記すと共に、所有土地面積の変遷をば祖父ノ代、父ノ代、自己ノ代（継承と現在に分ち）にわたつて記載している。今ここでは、「父ノ代」の所有土地面積をば、農地均分前の（家産分割前）所有とみ、「自己ノ代」の継承をば、分家したものについては家産分割によつて取得した土地面積と考へ、これを対比することとする。

更に附載する家系図とにらみ合せ、正確に何等分されたかが判明する農家（現在不耕作を除く）を検討すると一一一戸であり、うち一五戸は二等分され、五戸は三等分され、一戸は四等分され、計四九戸の農家に分裂した。それを所有

土地面積の階層別にみると、左記のようである。

### 家産分割による所有土地の細分

戸 数	分 割 前	未 滿 畠	一 〇 畠	二 〇 畠	三 〇 畠	未 滿 畠	五 〇 畠	一 〇 〇 畠	二 〇 〇 畠	計
四	八	一	一	五	七	一	一	一	二	
九	一	一	一	五	七	一	一	一	四	
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

即ち均分前は二一戸のうち三〇畠以上が六割、二〇畠以上は八割を占めていたのに、均分後は二〇畠以下が全体の六割、三〇畠以下が八割をしめ、全体として所有土地が零細化し、五〇畠以上の土地所有は消滅した。分家前平均四六・五畠所有農家は、分家後一九・七畠所有に低落した。この乏しい事例によつて、家産分割——特に農地均分の土地所有に与える影響がいかなるものであるかが判明する。

次にこういう家産分割により発生した農家(分家)の土地所有の零細化ということは、この分家と父の世代をつぐ次の世代の男が一人でそつくりそのまま事實上単独で継承した農家とを比較すると明かとなる。同じように、この統計篇を利用して分家(家産分割により発生したもの)と単独継承に分け、均分の分け前を取得もしくは単独継承して經營を開始した時の土地所有、並に調査時現在の所有土地面積を一戸当たり平均面積にして対比すると、次の如くである。

戸 数	分 家 或 は 単 独 継 承	分 家 時 の 取 得 分 数	取 得 時 より 調 査 時 ま で の 経 過 手 数	現 在 の 所 有 土 地 面 積	現 在 の 耕 作 面 積
一一四	(備考)	一五・六〇畠	一七・一年	一六・八六畠	一一〇・八一畠
六七	二五・一八畠	(*一五・六年)	二三〇・九二畠	二三一・九五畠	

分家戸数は、平谷・大北畠六九戸、昌黎・米廠二八戸、豐潤・梁各庄二七戸。

2、繼承戸数は、平谷・大北岡一五戸、昌黎・米廠二八戸、豐潤・梁各莊二四戸。

3、本人の代の分家・単独繼承に限り、不耕地主を除く。

\* 取得時より調査時現在(一九三七)までの経過年数のうち、単独繼承については、平谷の一五戸しか集計資料なく、これを全体のものとする。

右表によつて家産分割による農地の均分で生れた分家は、經營開始時の所有土地面積に於て、単独繼承したもの六割余であり、それから一五・七年をへた調査時における所有土地面積もその五割余であり、耕作面積に於ても六割五分であり、經營開始時に於ける差等は、全体としてみれば、その後に於ても償うことができず、所有土地に於ても却つてその開きが拡大している。このことは階層別所有土地面積に於ても、単独繼承した群に於ては五〇畝以上を所持するものが二〇%近くをしめるのに、分家したものの群に於ては僅かに四%であり、八〇%近くが二〇畝以下の層に屬することに於ても土地所有の零細化がうかがわれる。

次に農業經營と家産分割との関連について、事実上単独繼承したものと、家産分割——農地均分によつて生れた分家との農業經營の諸條件を住房間字数、家畜頭数、農具のうち整地・收穫・調整と運搬用具数(耕作面積・家族数)をとつて対比すると、次の第5表の如くである。(注)にいう調整用具には揚撒・扇車子・篩子・籠箕・抄子・碾子・磨・麵糰・麻袋・口袋を含み、運搬用具には大車・推車子・檻簾子・扇担・扒力・馬具等を含む。  
(9)

第5表に於て一戸当たり耕作面積に於ける開きは一〇畝に及ぶが、単独繼承の農家の方が保有する家族人数が多いことから、家族一人当たり耕作面積をとつてみると、若干その開きは減少する。しかし一人当たり耕作面積は、分家に於て三・五・三畝であるのに、単独繼承したものでは四・一畝であり、約〇・五畝の差がある。また一戸当たり住居の建物数に於ても約二間の差があるが、これは家族一人当たり住居の間数をとつてみても、分家に於ては約四人で二間であるの

第5表 単独に繼承したものと分家したものとの対比(河北3カ村)  
(一戸当たり平均) (1937年) (家畜は小體換算)

	戸数	家族数	耕作面積 畝	住戸間 戸子数	家畜頭数	農具類(箇数)		
						整地用	收穫用	調整用
分家	124	5.88	20.81	2.87	0.65	4.38	2.62	7.98
単独継承	67	7.76	31.95	4.95	0.75	5.80	2.97	11.13
								1.93
								11.06

『第二次冀東農村実態調査報告』統計篇、第八建物及農具表、第九家畜頭数表より作成。

に、一子単独で継承したものに於ては約三人で二間である。このように単独継承した群の方が家産分割によつて生れた分家よりも、農業經營の有利な條件にある。このことは、家畜・農具についてもみられる。即ち家畜について、ここでは共有のものも、二人共有は二分の一、三人共有のものは三分の一といつた換算をしたため大した差をみせていないが、これを自己一人で所有しているものと、二人なり三人で共同飼育しているものの別をみると、共同飼育しているものの全体にしめる数は、分家の方が単独で継承したものよりも多い。そして農業經營に必要な農具について両群の差等は、耕作に絶対必要な整地用とか作付・收穫用の農具に於てよりも、調整用具とか運搬用具、特に後者に於て明瞭にあらわれている。また既に諸家が指摘しているように、耕地そのものも、例えば一畝が〇・五畝と〇・五畝に二分されるよう、一筆当たり面積が細分され、耕作面積を縮少させると共に、耕地の分散による不利を招いている。以上によつて家産分割が農業經營に及ぼす影響がいかなるものであるかが察知されよう。

註(1) オット・フランケ、モース、トーネイをはじめ、日本人による多くの東北・中国の農村調査報告に於て説くところである。

(2) 例えは劉東流が河北省寧夏県桑園村概況に於て「本村の土地の細分されたのは、主として分頭相続に因るもの」といつてゐるが、これは一筆当たり耕地面積の細分をさしてゐるのである(『河北省農村実態調査資料』昭一二、一〇五頁)。また近藤清・発智善次

郎二氏の河北灤県八里橋店の調査報告に於て「子息数に応じて相続財産の均等分割は、最も顯著なる慣習にして、この結果土地は益々細分化せらる」という場合に於いては、土地所有の意味に用いてゐる。『冀東地区二五カ村農村実態調査報告書』下、一一〇頁。

(3) W. Wagner, *Die Chinesische Landwirtschaft*, Berlin, 1926 pp. 145~6.

(4) バックは *inherited portion of first farm* とし、豊島氏は相続分と訳しているが、正確に内容をいふと、これは家産分割による取得分と兄弟がないためか兄弟が辞退放棄して事实上一子が継承した部分との両者をいうわけである。

(5) バックの調査地は、華北では安徽省懷遠・宿県、河北省平郷・鹽山県、河南省新鄭・開封、山西の武鄉県であり、華中東では安徽省來安、江苏省江寧、福建省連江である。

(6) 本調査報告の内容について、費孝通博士は批判を加えてゐるが、しかしこの種の中國側の調査がその他にならぬ、これに敢て分析する。Hsiao-Tung Fei & Chih-I Chang, *Earth Bound China—a study of rural economy in Yenan*, 1949, London, p. 4

(7) 雲南省農村調査は四県三四ヶ村四四三戸。地主、地主兼自竹、自作、半自耕農、佃農、雇農に分類す。

(8) 井上晴九氏を中心とする第二班宝坻県第五区西范莊の報告は刊行されなかつた。

(9) 整地用具は犁仗、耙子、鋤頭、鐵城、鐵耙子等九種、收穫用具は鐮刀、掐刀等四種である。これらの農具については、二瓶貞一・松田良一両氏の調査報告である『北支の農具に関する調査』(昭一七、華北農業科学研究所・華北農事試験場刊) を参考されたい。

(10) Martin C. Yang 楊氏も山東省青島近くの生れ故郷の村落の社会調査の報告に於て、耕地の細分は水田が村民にひどく大切にされるため、畠地よりも更に一筆当り耕地面積が小さいことをのべてゐる。—*A Chinese Village-Taxon, Shandong province*, New York, 1945, p. 14. 筆者が山東省歷城県冷水溝莊で手写した銅錫の漏分單によると、三分・半畝・六分の耕地が記されてゐる。また耕地分割の方式について、耕地を長く縱に分割することを西山武一教授は指摘してゐる(『山東の一集市鎮の社会的構造』三二頁、北京大学農村經濟研究所、一九四一)。

## むすび

以上の論述を通じて明かにした問題点を要約すると、次の如くである。

何よりも中国の農村家族は、家族的労働——しかも男子労働力を主体とする零細な農業經營を行つてゐることは衆知のことである。この場合、農業經營を成立させ存続するために必須の生産手段や諸設備は、同時にそのままこの農家・農民の財産の大部分を形成する。一方その家族構成は必らずしも人數は多くないのであるが、直系卑属及びその配偶者・子女のほか、傍系親族として兄弟の配偶者及びその子女を含み、十人位の家族成員に於て三夫婦が存在することは珍らしくない。そして家族形態は人数の多寡にかかわらず、直系家族、若くは複合家族の形態をとつてゐる。しかもこれは農業労働力の確保・經營の維持という点から、ある期間幾組かの単婚夫婦は同居して經營を共にしていく。この場合、これらの単婚夫婦は家族經營を支える労働力を形成すると共に、それ自身は一の生活単位であり、分裂する萌芽をこの經營を支える家族構成と家族關係とのうちに藏してゐるのである。こうした状態もこの家族を形成する単位であるこれら、単婚夫婦間もしくは直系家族と単婚夫婦間に於て労働力と消費人口の均衡を失した時、この分裂の萌芽は爆発し、家族は分裂する。そうしてここに始めて、複合家族は直系家族と夫婦家族或は夫婦家族のみの形態に分化し、複雑な家族關係を切斷し、単婚夫婦は農家・農業經營の一単位として社会に出現し、夫婦家族という形態が一般的に生れる。つまりここでは個人に基盤をおく近代社会におけるように、結婚すると共に子女が親から離れて、それ自身で一つの婚姻家族を直ちに形成するといふことが行われず、単婚夫婦家族という形態は家産分割という方式を通じて始めて可能になるのである。こうした単婚夫婦家族の形をとつて発足したものも、子供達の成長・結

婚——それに伴う家族成員数の増加、家族成員間の関係の複雑化につれて、二〇ヶ年位たつと、家父集的權威の強い複合家族に成長し還元していくところに、近代的な単婚夫婦家族（婚姻家族）*simple conjugal family*と質的に異なる性格がある。とはいえ、中国の農村家族が時期的にせよ、こうした形をとるところに、近代化への発足の一つの手がかりがあるのでなかろうか。

家産分割という方式は、耕地・家屋・畜力・農具・食糧の現物のまま、家族内に於て生れながら持分を有する同一世代の直系男子の間で均等に分割され、經營の均分であることに特色がある。従つてこの均分は近代的な均分相統制とは、甚しく異質的なものであることはさうまでもない。

次にこの家産分割の方式が農業經濟をとりまく諸條件のうちに、階層的な違いと地方的な差を生じてはいないかと、いう問題を提起し、この均分という方式に対する抵抗は、土地の共有という形をとることもあるが、数人の兄弟のうち一人が土地を取得し、他は土地以外のもので分け前をうけ、土地について事實上の単独繼承を行うという形をつて發現する。しかもこれは近代化——工業化の影響をうけた沿海地方にみられると共に、それは農業生產の基軸となる中位ないし上位の農家層に於てはあこらず、むしろ出稼兼業をしなければならないような零細な農家群に於て始めて生じている。この点に於て、家産分割——農地の均分主義は農村社會を銳く貫いていることが明かになると同時にここに將來への大きな問題が残されていることを物語つてゐる。

最後にこの家産分割が農業經營にいかなる影響を及ぼすかにつて、ベックの調査によりて中国の農民が農業經營を開始するとき、その耕地の九割は父祖から家産分割によつて取得したものであり、この耕地獲得から家産分割——農地の均分を再生産せざるをえないという状態が前提として考えなければならないことをのべ、ついで農村復興委員

会の調査を素材として、五カ年間ににおける土地所有権の移転中にしめる農地の均分による零細化がいかなるものであるかを、売買典当との関係によつて検討した結果、この均分による影響は農家の属する階層によつて異なるが、零細なものほど打撃が大きいようであつた。第三に『第二次冀東農村実態調査報告』を素材とし、家産分割の農業經營に与える影響をば、農地を均分した者と、男の子が一人で事实上父祖の財産を単独で継承した者とを対比し、經營開始後一五〇一七年に於て、二〇～三〇畝の經營に於ては、所有耕地・耕作面積・住居の建物数・家畜頭数・農具種類別数にわたつて検討した結果、家産分割をしたものが劣つてゐることが明かとなつた。このように家産分割——農地・經營の均分は、農業經營に大きな影響を与えてゐる。

さてこの家産分割——農地・農業經營の均分は、北京に人民政府が成立した後もなお行われてゐる。しかしそこには土地改革が行われ、古い家族制度を打破し新しい人間を育成しようといふ婚姻法が勧行されるなど農業經營を規制する諸條件には一大変革が行われた。そして農業生産合作社・集団農場といふ新しい農業經營の方式が、「中国の工業化」という目標に対応して進められており、家産分割といふ慣行制度は、こうした状態の中で、漸次そのもつ機能なり社会経済的意義が異つてくるのではないか。そしてその将来は、農業と工業との発展の仕方と速度にかかつてゐるようだ、究局に於て中国の工業化如何にかかつてゐるといえよう。(二八・一〇・一八)